

Q&A（よくある質問と回答）



ここでは、特に住民の皆さんが疑問に感じる可能性のある事項について、Q&A形式で解説します。

Q1 認可地縁団体についてのメリット・デメリットを簡単に教えてください。

A1 認可地縁団体になることのメリットは、団体が法人格を取得することによって不動産を中心とする財産の管理を団体名義で行えるようになり管理がしやすくなることです。デメリットは、地方自治法の規定に基づいて、認可地縁団体となるための、また認可を受けた後においては認可地縁団体であり続けるための「要件」を満たすように運営を行ったり、書類を用意しなければならないことです。

Q2 住んでいる地域の自治会が認可地縁団体になったことによって具体的に私の生活に何か影響があるのですか

A2 もしあなたが自治会の役員ではなく、一般の構成員（会員）の方であれば、特にこれまでの生活に影響を及ぼす部分はないと考えられます。認可地縁団体の運営上必要な総会の開催にあたり、出席を求められたり、あるいは事前に委任状の用意を求められたりすることはあるかと思われませんが、これらは従来の自治会活動でも概ね同じようなことがあったのではないのでしょうか。

Q3 自治会の役員の方が、自治会が認可地縁団体になるという話をしてきました。これにより、これまで支払っていた自治会費が値上がりしたりすることはありますか。

A3 自治会が認可地縁団体となることと、会費が値上がりすることは全く関係はありません。ただ、一般的に会費の支払方法や金額はそれぞれの団体の規約に定められており、自治会が認可地縁団体となる際にこれまでの規約が改正（変更）されたり、あらたに定められたりすることがありますので、それに伴って従来からの会費額が変更となる場合があります。いずれにしても規約の変更の際には総会等が開催されますので、疑問点があれば出席して積極的に質問し疑問を解消していただくことが大切です。

Q4 私はこれまで自治会に加入していませんでした。地元の自治会の役員の方が認可地縁団体を申請するから加入してほしいといってきましたが、これは必ず加入しなければならないのでしょうか。

A4 原則として、自治会のような団体はいわゆる任意加入の団体であり、加入・非加入はそれぞれの個人（又は会則等によっては世帯）の意思に委ねられています。認可地縁団体であってもこの原則に変更はなく、区域内に住んでいれば構成員となることができるというだけであって、必ずしも構成員となる必要はありませんが、どの団体も生活に密着した地域課題の解決のために活動している団体ですので、一度、構成員となることを検討してみてください。

Q5 私は自治会に加入しており、自治会が認可地縁団体になることにより、世帯ではなく、年齢等に関係なく住民個人が構成員になる必要があると聞きました。すると、今後は総会等に私の家族全員が出席するのですか。うちには未就学の子どもと介護が必要な親がおり、総会への出席などできないのですが。

A5 認可地縁団体となると、その構成員は区域内に住んでいる「個人」となります。よって、ご質問とおり未就学の子どもや介護を受けている高齢者も構成員となりますが、それらの構成員が実際に総会等に出席して議決行為に参加することは現実的でない場合があります。これらの場合への対処方法として、例えば、未就学の子どもであれば民法の規定に基づいて、法定代理人が代理して子どもの議決権を行使することになります。また介護が必要で外出ができない高齢者については、事前に委任状をご用意いただくこととなります。

Q6 自治会は地元住民の自主的で自立な地域活動の場と理解していました。認可地縁団体となるにあたり、市長に認可の申請を行います。今後の活動は市長の監督を受けることになるのですか。そうであれば、自治会活動の趣旨がゆがめられるのではないのでしょうか。

A6 認可地縁団体となられても、市長は当該団体に対して一般的指揮監督権限は持ちません。市長は認可の審査にあたり、代表者が提出した必要書類を基に認可の要件を満たすかどうかを判断しますが、それはあくまで要件審査であり審査過程で市長の裁量が入る余地はありません。また、自治会活動そのものに介入することはありません。